

○経済産業省令第 号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五一号）第二十五条、第六十五条（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十八条の規定に基づき、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令に定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定高度保安実施事業者に係る特例） 第二百十条の二 第二百九条の表第四号並びに前	〔新設〕

条第三項から第六項までの規定にかかわらず、認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者又は認定高度保安実施ガス製造事業者（以下この条において「認定高度保安実施事業者」という。）は、第二十六条第一項の表第一号及び第二号の上欄に掲げる事業場におけるガス主任技術者の選任については、選任に係る事業場に駐在しない者をガス主任技術者に選任し、又はガス主任技術者に二以上の事業場のガス主任技術者を兼ねさせることができる。この場合において、認定高度保安実施事業者は次の各号に掲げる事項（ガス主任技術者を

解任した場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項）を記載したガス主任技術者の選任又は解任に係る記録を作成し、これをその作成した日から七年間保存するものとする。

一| ガス主任技術者を選任し、又は解任した事業場の名称及び所在地

二| 選任し、又は解任したガス主任技術者の氏名、生年月日及び住所並びにガス主任技術者免状の種類及び番号

三| ガス主任技術者を選任し、又は解任した年月日

四| 選任し、又は解任したガス主任技術者が他の事業場のガス主任技術者を兼ねている場合

は、その兼ねている事業場の名称及び所在地	五 ガス主任技術者がガス主任技術者の職務以	外の職務を行つているときは、その職務の内	容	六 ガス主任技術者の監督に係るガス工作物の	概要	七 特例選任を必要とする理由	八 特例選任に係るガス主任技術者の執務に関	する説明	九 特例選任に係る事業場の保安措置に関する	説明	(電磁的方法による保存)	第二百十条の三 第五十一条の十三、第百十条の
----------------------	------------------------	----------------------	---	------------------------	----	-----------------	------------------------	------	------------------------	----	--------------	------------------------

〔新設〕

十二、第三百三十一条の十二及び第百六十六条の十二の規定は、前条の記録について準用する。

この場合において、第五十一条の十三第一項中「保安規程、保安規程の変更記録、第五十一条の九に規定する記録及び第五十一条の十一第三項に規定する記録」とあり、第百十条の十二第一項中「保安規程、保安規程の変更記録、第百十条の八に規定する記録及び第百十条の十第三項に規定する記録」とあり、第三百三十一条の十二第一項中「保安規程、保安規程の変更記録、第三百三十一条の八に規定する記録及び第百三十一条の十第三項に規定する記録」とあり、及び第百六十六条の十二第一項中「保安規程、保安

<u>規程の変更記録、第百六十六條の八に規定する記録及び第百六十六條の十第三項に規定する記録」とあるのは、「第二百十條の二に規定する記録」と読み替えるものとする。</u> (調査の要請) <u>第二百十條の四 法第百七十條の二の經濟産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> 一 六 「略」 2 「略」	<u>第二百十條の二 法第百七十條の二の經濟産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> 一 六 「略」 2 「略」
備考 表中の「」は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。